

千葉県未普及地区配水管布設工事取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未普及地区における配水管布設工事の施行に関し、費用の負担及び事前協議等の手続その他必要な事項を定めることにより、配水管布設工事の円滑な推進を図り、もって水道の普及に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 未普及地区

給水区域内において、新たに配水管を布設することにより給水が可能となる地区をいう。

(2) 未普及地区配水管布設工事

この要綱に基づき市長が施行する未普及地区において給水を受けるために必要な配水管布設工事をいう。

(3) 申請者

未普及地区内において、給水を受けようとする者をいう。

(4) 適用対象戸数

未普及地区配水管布設工事施行区域内において、申請者が管理する次条の適用対象住宅の戸数をいう。

(5) 一戸当たり布設延長

未普及地区配水管布設工事に係わる工事延長を適用対象戸数で除した数値をいう。

(適用対象)

第3条 未普及地区配水管布設工事は、既存の住宅（集合住宅、貸家、店舗併用住宅その他これらに類するものを含む。）又は申請者自らが居住するために新築する住宅で、専ら生活の用に供するために給水を受けようとするもの（以下「適用対象住宅」という。）を対象として施行する。

2 前項の規定にかかわらず、適用対象住宅及び工場、病院、学校その他の適用対象住宅でない建物又は開発行為等により造成された土地で未だ建築されていない土地が混在する区域については、未普及地区配水管布設工事を施行することができるものとする。

(費用負担)

第4条 未普及地区配水管布設工事に要する費用（設計に要する費用を含む。以下「費用」という。）は、次の各号に掲げる一戸当たり布設延長の区分に応じ、それぞれ該当各号に定めるところにより市長又は申請者が負担するものとする。

- (1) 一戸当たり布設延長が20メートル以下の場合
市長が費用の全額を負担する。
 - (2) 一戸当たり布設延長が20メートルを超える場合
一戸当たり布設延長が20メートルまでの部分に相当する費用は市長が負担し、
20メートルを超える部分に相当する費用は市長及び申請者がそれぞれの2分の1
を負担する。
- 2 前項第2号の規定により申請者が負担する費用の算定方法の細目について
は、市長が別に定める。

(事前協議)

第5条 申請者（申請者が複数いる場合にあつては代表者1人を定めるものとし
当該代表者）は、給水要望書（様式第1号）を提出して、未普及地区配水管
布設工事の内容、費用の負担その他必要な事項について、あらかじめ市長と
協議しなければならない。

- 2 前項の給水要望書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 代表者に関する代表者以外の申請者の委任状
 - (2) 申請者名簿（様式第2号から様式第3号まで）
 - (3) 未普及地区配水管布設工事の施行区域（以下「施行区域」という。）の
家屋配置図（前号の申請者名簿と照合できるもの。）
 - (4) 施行区域内及びその周辺の公道及び私道の区分図
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 3 第1項の協議が終了したときは、市長は、その結果を給水要望回答書（様
式第5号又は様式第6号）により第1項の代表者に通知するものとする。

(配水管布設の申請)

第6条 前条の事前協議の結果、未普及地区配水管布設工事が第4条第1号に該
当する場合で当該工事の施行を市長に申請しようとするときは、前条第1項
の代表者は、配水管布設申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の配水管布設申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 私道に配水管を布設する必要がある場合にあつては、私道敷内廃止宇間
埋設承諾書（様式第8号）
 - (2) 申請者について前条第1項の給水要望書提出時と変更がある場合にあつ
ては、変更後の申請者名簿及び家屋配置図
 - (3) その他市長が必要と認める図書

(協定の締結)

第7条 第5条の事前協議の結果、未普及地区配水管布設工事が第4条第2号に
該当する場合で当該工事を施行しようとするときは、給水要望者と市長との
間で工事の内容、費用負担額等に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定を締結する場合において、私道に配水管を布設する必要がある場合、申請者について第5条第1項の給水要望書提出時と変更がある場合その他市長が必要と認める場合にあっては、協定締結前に私道敷内配水管理設承諾書、変更後の申請者名簿及び家屋配置図その他市長が必要と認める図書を市長に提出しなければならない。

(費用負担額の精算)

第8条 市長は、前条の協定に基づく未普及地区配水管布設工事が完了した場合において、実際に当該告示に要した費用について前条の協定を締結した申請者の負担額を算出し、既に納入された額に過不足が生じたときは、前条の協定を変更の上、これを精算する。

(配水管等施設の帰属)

第9条 第7条の協定に基づく未普及地区配水管布設工事完了後の配水管、消火栓、仕切弁等の施設は、市に帰属するものとする。

2 前項の施設から配水管又は給水装置を市長が分岐引用する場合においては、第7条の協定を締結した申請者の承諾は要しないものとする。

(他の制度との調整)

第10条 この要綱以外の規定に基づき、地下水汚染地区と認定された地区への給水のため配水管を布設する場合について、工事に要する費用の全部又は一部を市が補助又は負担する場合における当該工事の取扱いについては、市長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

(千葉県水道組合取扱要綱の廃止)

2 千葉県水道組合取扱要綱(平成元年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の千葉県水道組合取扱要綱(以下「廃止前の要綱」という。)については、廃止前の要綱(廃止前の要綱第7条の規定を除く。)は、この要綱の施行後も、廃止前の要綱第6条に規定する承認期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

4 この要綱の施行後既存水道組合に係る配水管布設工事を施行する場合の費用負担については、第4条の規定を適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用

紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

給 水 要 望 書

(未 普 及 地 区)

(あて先) 千葉市長

地 区 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連 絡 先 電 話 番 号 _____

連 絡 先 電 子 メ ー ル ア ド レ ス

@ _____

市営水道の給水を受けたいので、下記により申請いたします。

記

- 1 申 請 場 所
- 2 区域内総戸数 戸
- 3 給水希望戸数 戸
- 4 給水希望時期 年 月 頃
- 5 添 付 書 類

- (1) 委 任 状
- (2) 申 請 者 名 簿
- (3) 案 内 図
- (4) 家 屋 配 置 図
- (5) 地 区 道 路 網 図

様式第 2 号

申請者名簿（一般住宅用、分譲マンション）

番号	住 所	氏 名（※）	備考（マンション名）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
計			

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

申請者名簿 (賃貸住宅用)

番号	申請者住所 (所有者)	所有者氏名 (※)	戸数
	給水希望建物の住所		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
計			

(※) 記名押印又は本人 (代表者) が署名してください。

申請者名簿 (法人・不在地主 用)

番号	申請者住所(所有者)	申請者氏名(※)	空宅地又は業態の種類を記入
	給水希望建物の住所	使用者氏名(※)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
計			

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

給水要望回答書

千水事 第 号
年 月 日

地区代表者 様

千葉市長 印

年 月 日付け、申請のありました、給水要望について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 一戸当り布設延長が20m以内となりますので、全額千葉市の負担により配水管布設工事を実施することになります。
なお、給水希望戸数の変更により、申請者負担が生ずることがありますので、変更の際にはあらかじめ協議願います。
- 2 施工年度は、平成 年度以降となります。
なお、施工時期については確定次第通知いたします。
- 3 給水申込納付金、給水装置工事に要する費用は各申請者の負担となります。
- 4 配水管布設路線に私道がある場合、私道敷内埋設承諾書（様式第8号）を提出願います。
- 5 配水管工事完成後、この施設は千葉市に帰属することになります。
- 6 地区代表者に変更があった場合は届出が必要となります。
- 7 工事概要
 - (1) 給水要望戸数 戸
 - (2) 配水管布設延長 m
 - (3) 負担率対象延長 m
 - (4) 一戸当たり布設延長 m／戸
- 8 各家庭への給水引込みについて給水係への申請となりますので、別途協議を進めてください。
- 9 以上のとおりとなりますので、異存がなければ別添配水管布設申請書（様式第7号）を提出してください。

連絡先 千葉市水道局 住 所 千葉市緑区平川町2210番地
水道事業事務所 電 話 043-291-5461～5462
F A X 043-291-8404

給水要望回答書

千水事 第 号
年 月 日

地区代表者 様

千葉市長

印

年 月 日付け、申請のありました、給水要望について、下記のとおり回答いたします。

記

1 申請者負担額

(1) 給水希望戸数	戸
(2) 配水管布設延長	m
(3) 負担率対象延長	m
(4) 一戸当たり布設延長	m/戸
(5) 負担率対象工事費	円
(6) 申請者負担率	%
(7) 申請者負担概算工事額	円

2 工事費は現時点での概算額であり、実施設計により変わりますので、あらかじめご了承ください。

3 施工年度は、平成 年度以降の予定です。

なお、施工時期については確定次第通知いたします。

4 給水希望戸数及び配水管の布設距離の変更により、申請者負担額が変わりますので、変更の際はあらかじめ協議願います。

5 給水申込納付金、給水装置工事に要する費用は各申請者の負担となります。

6 配水管布設路線に私道がある場合、私道敷内埋設承諾書（様式第8号）を提出願います。

7 配水管工事完成後の配水管等については、千葉市に帰属することになります。

なお、帰属された配水管等からの配水管及び給水装置の分岐引用について、異議の申し立てはできません。

様式第6号（1戸当り平均布設延長が20mを超える場合）

- 8 地区代表者に変更があった場合は届出が必要となります。
- 9 各家庭への給水引込みについては給水係へ申請となりますので、別途協議を進めてください。
- 10 以上のとおりとなりますので、異存がなければ「配水管布設工事の実施に関する協定」の締結後、工事の実施となります。
なお、協定の締結時期については、別途通知いたします。

連絡先	千葉市水道局	住 所	千葉市緑区平川町2210番地
	水道事業事務所	電 話	043-291-5461～5462
		F A X	043-291-8404

配水管布設申請書

（未普及地区）

（あて先）千葉市長

地区名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

年 月 日付け、千水事第 号をもって回答のありました当該配水地区の配水管の布設に関し、回答事項をお請けしますので布設願います。

添付書類

- 1 私道敷内配水管埋設承諾書
- 2 区域内給水希望者名簿（申請時と変更のある場合）
- 3 区域内家屋配置図（ " ）

私道敷内配水管埋設承諾書

私は、千葉市が行う未普及地区配水管布設工事に必要な私道敷内の配水管の埋設について、下記のとおり承諾いたします。

記

- 1 配水管埋設土地の表示：末尾記載のとおり
- 2 埋 設 物 件：管種.
口径. ϕ mm
- 3 承諾書の有効期限は、承諾の日から配水管として存続する期間といたします。
- 4 配水管として存続する期間中に、道路敷以外の使用目的に変更する場合は、千葉市と協議いたします。
- 5 当該私道敷内に埋設した配水管の漏水処理等の維持管理に伴う水道工事は、これを認めます。
- 6 使用料は無償とします。
- 7 当該土地の所有権を変更する場合は、本承諾事項の一切を譲受人に継承いたします。

年 月 日

土地所有者 住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

(あて先) 千葉市長

配水管土地の表示

土地の所在地	(登記) 地目	(登記) 地積	備 考
		m ²	
		m ²	

千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 負担率対象延長 未普及地区配水管布設工事にあつては全布設延長とし、未普及地区配水管布設工事と水圧増強工事及び開発関連工事を併せて行うもにあつては、これらの工事において共用する管路（以下「共用管路」という。）の部分の延長をいう。
- (2) 負担率対象工事費 負担率対象延長に係る工事費をいう。
- (3) 申請者負担延長 申請者が負担する延長をいう。
- (4) 申請者負担率 負担率対象延長に対する申請者負担延長の比をいう。
- (5) 申請者負担額 負担率対象工事費に申請者負担率を乗じた額をいう。

第3 適用対象

既設集合住宅及び貸家等にあつては、その戸数分を対象とする。

第4 費用負担（要綱第4条第2項に規定する算定方法の細目）

一戸当たり布設延長が20メートルを超える場合の申請者の負担額の算出方法は次のとおりとする。

(1) 申請者負担率

$A=20m \times \text{適用対象戸数}$ （市が行おう20mまでの延長）

$$B = \frac{\text{負担額対象延長} - 20m \times \text{適用対象戸数}}{2} \quad (20m \text{を超える部分})$$

市負担延長=A+B 申請者負担延長=B

$$\text{市負担率} = \frac{\text{市負担延長}}{\text{負担率対象延長}}$$

$$\text{申請者負担率} = \frac{\text{申請者負担延長}(B)}{\text{負担率対象延長}}$$

（備考） 小数点第5位を四捨五入する。

(2) 負担率対象工事費

負担率対象工事費 = 未普及地区配水管敷設工事費総額 - 申請者や必要口径を増径した場合の口径差額工事費 (C)

C = 共用管路の負担率 × 共用管路延長工事費

(3) 負担額

市負担額 = 負担率対象工事費 × 市負担率 + C

申請者負担額 = 負担率対象工事費 × 申請者負担率

2 地区内必要口径を増径した場合及び共用管路の場合の口径負担率は、次の表による。

共用管路の負担率 (%)

		口径mm					
共用管路口径		φ 300	φ 200	φ 150	φ 100	φ 75	φ 50
必要口径	φ 300						
	φ 200	55.15					
	φ 150	57.05	51.93				
	φ 100	60.13	55.09	53.17			
	φ 75	60.77	55.75	53.84	50.67		
	φ 50	63.74	58.85	53.97	53.83	53.16	

第5 事前協議

事前協議の際には、要綱第5条第1項の規定により提出された給水要望書（以下「要望書」という。）に基づき、下記事項について調査検討する。

- (1) 要望書により給水を希望する未普及地区（以下「給水希望区域」という。）を管網図・家屋配置図及び現地調査等により把握し、当該給水希望地区の範囲の妥当性、緊急性等の有無を確認する。
- (2) 配水管布設路線及び口径の検討
- (3) 市が別途行う水圧増強工事等と給水希望地区内の工事内容、範囲等の決定
- (4) 概算工事費の算出
- (5) 費用の負担区分の決定及び負担率の算出
- (6) 概算負担額の算出

第6 施行区域の決定

未普及地区配水管布設工事の施行は、原則として、要望書が提出されている地区を優先的に扱うものとする。

2 給水希望区域においては、概ね申請順とするが、緊急性、加入率及び他地

区との均衡等を考慮する。

- 3 市が計画的に未普及地区配水管布設工事を施工しようとする未普及地区（以下「計画的整備地区」という。）においては、効率性及び地区均衡を考慮の上、該当未普及地区の住民の意向を踏まえて施工区域を定める。

第7 協定の締結

要綱第6条の配水管布設申請書が提出されたときは、これを審査の上、申請者と未普及地区配水管布設工事区域、施工時期その他要綱第7条の協定（以下「協定」という。）の内容について協議する。

- 2 前項の規定により施工時期が確定したときは、その旨申請者に通知する。
- 3 協定の締結前において、要綱第5条第3項の規定により回答された事項（以下「回答事項」という。）に変更が生じたときは、再度協議を行い、負担率に変更となる場合は、変更事項について回答の上、要綱第7条の協定を締結する。
- 4 協定締結後工事発注前において、回答事項に変更が生じたときは、再度協議を行い、工事発注前に変更協定を締結する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

委 任 状

(あて先) 千葉市長

地 区 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス

@ _____

私たちは、上記の者を代表者と定め、千葉市 区 町 番地先
における、未普及地区配水管布設工事に関する申請等に必要な手続きについて、
別添申請者名簿に連署の上、委任します。

年 月 日

給水申請の変更届

(あて先) 千葉市長

地 区 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス

@ _____

年 月 日に申請した市営水道の給水申請について下記要望者が 名減
となりましたのお届けします。

記

取り下げ者

住所

氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

年 月 日

変更協議書

(あて先) 千葉市長

千葉市 区

代表者

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

年 月 日付け、千水第 号による給水要望の回答事項の内、下記の理由により変更協議したく願います。

記

1. 変更事項

2. 変更理由